高知県再造林支援基金事業協力金等取扱規程

（目　的）

第１条　高知県再造林推進会議（以下「会議」という。）は、会議規約第２条の第２号に定める高知県再造林支援基金（以下「基金」という。）の適切かつ円滑な造成を図るため、関係者からの協力金等の基金への納入方法等についての基本的事項を定める。

（協力金等の対象）

第２条　協力金の対象は、高知県内の国有林・公有林・私有林において素材生産された原木（以下「対象原木」という。）及び苗木とする。なお、寄附金はこれによらない。

２　協力金の拠出は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、会議の趣旨に賛同する者とし、会議規約第４条に定める会員は、協力金の拠出に努めること。

（１）対象原木を伐採する素材生産業

（２）対象原木を購入し加工する木材加工業等

（３）苗木生産流通業

（４）基金の趣旨に賛同し寄附を行う事業者及び個人

（協力金等の額）

第３条　協力金の拠出額は次の各号の単価に取扱量を乗じた金額を目安とする。なお、重量で取引される対象原木は、１トン当たり1.2立方メートルと読み替え、拠出額は円単位とする。

（１）素材生産業：対象原木１立方メートル当たり30円

（２）木材加工業等（製材、木製品、チップ、ペレット、発電等熱利用等）：

（製材、木製品等）　　　　　　　　　対象原木１立方メートル当たり30円

　　　　　　　　　（チップ、ペレット、発電等熱利用等）対象原木１立方メートル当たり20円

（３）苗木取扱業：１本当たり１円（ただし、県内販売分に限る）

２　寄附金については、１口当たり原則、5万円単位とする。

（協力金の拠出方法）

第４条　会議への協力金の拠出方法は、次の各号によるものとする。

（１）会議は、基金への拠出に関する同意書（第１号様式）により、協力金の拠出に同意する者を登録（以下「協力事業者」という。）する。

（２）協力事業者は、対象原木の取引材積又は苗木本数を年度の半期毎に取りまとめ、毎年10月と4月に取引報告書（第２号様式）により会議に報告すること。

（３）会議は、報告書に基づく拠出額を協力事業者に対して請求書（第３号様式）により通知する。

（４）協力事業者は、請求書に記載する請求月の翌月末までに協力金の全額を会議に振り込むものとする。なお、振り込み手数料は会議の負担とする。

（負担金）

第５条　会議規約第10条第２項に基づく幹事は、原則、年間10万円の負担金を毎年7月までに納入ものとする。ただし、行政機関及び第２条に基づく協力金を拠出する幹事を除く。

（その他）

第６条　会議は、基金の造成等についての透明性を保つため、必要に応じて関係行政機関への資料提出を行う。

２　会議は、事業年度において協力金を拠出した協力事業者等に対して、基金の支援実績等の成果を報告する。

（雑　則）

第７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会議において別に定める。

附　則

１　この規程は、令和７年６月11日から施行する。

（第１号様式）

高知県再造林支援基金事業への拠出に関する同意書

　私は、森林の有する公益的機能の発揮や2050年カーボンニュートラルの実現への貢献や将来的な人工林資源の確保に向け、森林・林業・木材産業をはじめとする多様な関係者が協力し、再造林の推進に向けて取り組むことを目的とする高知県再造林支援基金事業に賛同し、協力金を拠出することについて同意します。

記

１　協力金の額

（１）素材生産業：対象原木１立方メートル当たり30円

（２）木材加工業等（製材、木製品、チップ、ペレット、発電等熱利用等）：

（製材、木製品等）　　　　　　　　　対象原木１立方メートル当たり30円

　　　　　　　　　（チップ、ペレット、発電等熱利用等）対象原木１立方メートル当たり20円

（３）苗木取扱業：１本当たり１円（ただし、県内販売分に限る）

令和　　年　　月　　日

（事業者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※自筆の場合は押印の必要ありません。

（第２号様式）

令和　年度　高知県再造林支援基金事業に係る取引報告書

（○～○月分）

令和　　年　　月　　日

　高知県再造林推進会議

　会長　　　　　　　様

（協力事業者）事業者名

代表者名

下記のとおり、高知県再造林支援基金事業協力金等取扱規程第４条第１項（２）に基づき、報告します。

記

１　対象原木又は苗木

|  |  |
| --- | --- |
| 原木取扱量又は苗木取扱量 | 拠出額（円） |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

　　　注）１　トン単位での取引の場合は、１t＝1.2㎥として記載してください。

　　　　　２　単価は素材生産業、製材及び木製品は30円/㎥、チップ、ペレット及び発電等熱利用等は20円/㎥、苗木は1円/本とします。

　　　　　３　拠出額は、取扱量に単価を乗じた金額を目安に記載してください。

（第３号様式）

令和　年度　高知県再造林支援基金事業　請求書

（○～○月分）

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

高知県再造林推進会議

会長

　　令和　　年　　月　　日付けで報告のありました高知県再造林支援基金事業の協力金につきましては、高知県再造林支援基金事業協力金等取扱規程第４条第１項（３）に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　　　　　　　　　　　　円

２　請求額の根拠

|  |  |
| --- | --- |
| 原木取扱量又は苗木取扱量 | 拠出額（円） |
|  |  |
|  |  |
| 計 |  |

＜振込先＞

振込先名

口座番号

口座名義名